

\*\*\*\*\*

和田労務経営事務所通信（第38号）

\*\*\*\*\*

いつもお世話になります。

先週末から春めいてきました。大阪も桜が咲きだし気分も晴れやかになりますね。

ご存知の方も多いと思いますが、先週末「報道ステーション」で、放送中いきなりキャスターの古館氏とコメンテーターの古賀氏が生放送中に口論となりました。口論の内容とは、古賀氏がコメンテーターを降板することになった経緯をいきなり話し出し、古館氏が反論するという番組の内容とは関係のない話です。

報道ステーションは、4月から大幅リニューアルをするらしく、あえて仕組んだ「やらせ」だったのでは？と思うぐらいですが、台本どおり淡々と進む番組が多い中、たまにはこういうこともあって良いのかもしれない。

後で書く大塚家具騒動もそうですが、こういった騒動、バトルが結果的に番組や企業、商品の宣伝となって業績や株価が伸びたりするらしいです。何だか可笑しい世の中ですね。

=====

■■■■■ 本日のメニュー ■■■■■

- 1、近況・・・雑誌の連載がスタート
- 2、コラム・・・大塚家具の「父娘バトル」に思う
- 3、トピックス・・・労働基準法改正情報
- 4、あとがき・・・前回の事務所通信の感想とお知らせ

=====

---

## 1、近況・・・雑誌の連載がスタート

---

雑誌の連載がスタートしました。テレビや新聞、雑誌の単発の取材は沢山お引き受けしていますが、連載は久しぶりになります。

雑誌の名は「ファイナンシャルアドバイザー」といい、金融機関の職員や税理士や社労士、FP等向けに様々な情報提供を行う専門誌です。従って、残念ながら一般書店には並びません。

テーマは「年金アドバイス力」を身に付ける」。金融機関の職員も一般顧客から年金について質問を受けることが多々あります。相談が良くあるテーマを取り上げ、どう説明をすれば良いかについて書かせていただくことになります。

執筆や取材を沢山受けているので、良く「報酬って、いくらくらい貰われるんですか？」と聞かれることがあります。人によっては、結構儲かるのではと思われる方もいらっしゃるのですが、新聞の取材は基本的に「タダ」で、雑誌やテレビの取材については基本的に「薄謝」（タダの場合もあり）。

雑誌の執筆についても、かかる負担に対して見合うほどではありません。もっとも、著名な作家や文化人だとお高いのですが、私は「無名で多少文章が書ける専門家」という位置づけなので、リーズナブルな価格設定となっています（笑）。

---

## 2、コラム・・・大塚家具の「父娘バトル」に思う

---

先ほども少し触れましたが、大塚家具のお家騒動には他人事とは思えなかった方もいらっしゃると思います。オーナー企業の多くで創業者と二代目である子息との確執が多かれ少なかれ存在します。

私も、実際そういった企業を沢山見てきました。

今回の大塚家具の騒動は、娘の勝利に終わり、父親は取締役を退任することになりました。まだ父親は筆頭株主でもあり、影響力は残ると思いますが、家族が真っ二つに割れてしまい、後味の悪さが残る結末になってしまいました。

裸一貫で一から築き上げた創業者の父と、それなりの学歴があり知識はあるが現場を知らない子供では、経営に対する考え方が違うのはやむを得ないと思います。

私は上手く引き継いでいる要素として、親は一旦任せたら口を挟まないこと。そして子供は創業者へのリスペクトを持ち続けること。これが必要だと思っています。

残念ながら、大塚家具のケースではどちらも欠けていたように思います。

今回は、創業者は高価格帯の維持、娘は中低価格帯への転換という方針の対立があったようですが、基本は娘の方針に従い中価格帯に転換するが、同時に高価格帯も維持するといった「折衷案」を提示することは不可能だったのでしょうか？

例えば、トヨタでいうレクサスブランドを新たに作るようなことをしても良かったのかな？素人考えかもしれませんがちょっと残念に思いました。

---

### 3. トピックス・・・労働基準法改正情報

---

先日、労働基準法の改正案が労働政策審議会に答申されました。施行は来年以降の予定ですが、今から対応すべき事項が多々あるので確認しておきたいところです。

#### ●中小企業における月 60 時間超の時間外労働への割増賃金率の適用猶予廃止

…月 60 時間を超える時間外労働に関する割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。（平成31年4月1日施行）

●健康確保のために時間外労働に対する指導の強化

…時間外労働に関する行政官庁の助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を規定する。(平成28年4月1日施行)

●年次有給休暇の取得促進

…使用者は、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、そのうちの5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。ただし、労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については時季の指定は要しないこととする。(平成28年4月1日施行)

時間外手当の割増は、時間外労働を行わせたペナルティーの意味合いがありますが、指導強化を含め、長時間労働に対する行政の目はより厳しいものになることだけは確かだと思います。

=====

4、あとがき

前回の事務所通信で「コミュニケーション能力を問う面接での質問」を書かせていただきました。多くの質問や感想をいただきましたが、いかに良い人材を取るか？これに頭を悩まされる方が多いということでしょうね。

ある経営者から、「そんな質問をしようにも人が集まらないんです」という悲痛な叫びをお聞きしました。人を選考するには、募集に人が集まらないと話にならないわけですが、募集しても人が集まらないという悩みも深刻ですね。

今後、募集についてもコラムで取り上げていきたいと思っています。

話は変わりますが、

これまで毎月末日に事務所通信をお送りしていましたが、「月末はバタバタして読めないのが月が明けてからにしていただけたら」という声があり、今回から当面月初めに送らせていただこうと思います。

変わらぬご愛顧お願いいたします。

最後まで読んでいただき、ありがとうございました。

=====

ご意見、ご感想はこちらまで



e-mail [mar-wada@kg7.so-net.ne.jp](mailto:mar-wada@kg7.so-net.ne.jp)

和田労務経営事務所

株式会社和田コンサルティングオフィス

〒540-0012 大阪府中央区谷町5丁目3-21 ニューライフ谷町101号

TEL 06-4304-5451 FAX 06-4304-5452

+++++